

A - 3 殺菌乳酸菌飲料

A - 3 殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、殺菌した乳酸菌飲料(以下「殺菌乳酸菌飲料」という。)の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「殺菌乳酸菌飲料」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)第2条第39項に規定する「乳酸菌飲料」に適合するものであって、乳等省令別表二の(三)(24)の成分規格に合致し、乳等を乳酸菌又は酵母では酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料を加熱殺菌したものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、殺菌乳酸菌飲料を製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又は殺菌乳酸菌飲料の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する殺菌乳酸菌飲料の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、殺菌乳酸菌飲料の容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に、邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 種類別名称</p> <p>(2) 無脂乳固形分及び乳脂肪分(乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあつては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分)の重量百分率</p>	<p>(必要表示事項の表示基準)</p> <p>第1条 殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第1項に規定する必要表示事項は、次の第1号に掲げる基準に基づき、第2号に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>(1) 基準</p> <p>ア 種類別名称 「乳酸菌飲料」と記載し、これに「乳製品」及び「殺菌」である旨を併記する。</p> <p>イ 無脂乳固形分等 次に定めるところにより記載する。</p> <p>(ア) 重量百分率は、小数第1位まで表示する。ただし、1%以上のものにあつては、小数第1位の数値の1から4までは0、6から9までは5として、</p>

(3) 原材料名

0.5間隔で記載することができる。

- (イ) 乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあつては、油脂固有の名称及びそれぞれの重量百分率を記載する。ただし、「植物性脂肪分 . %」又は「乳脂肪以外の動物性脂肪分 . %」とそれぞれ脂肪分の総量を取りまとめて記載することができる。

ウ 原材料名

原材料は、食品添加物以外の原材料、食品添加物の順で、次に定めるところにより記載する。

- (ア) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の多いものから順に、最も一般的な名称をもって記載する。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料(以下「複合原材料」という。)については、次の区分により記載する。

a 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称を記載する。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合は、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であつて、かつ当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と記載することができる。

b 複合原材料の製品の原材料に占める割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。

- (イ) (ア)の規定にかかわらず、以下の原料にあつては、次の名称を用いることができる。

a 生乳、牛乳、無脂肪牛乳等にあつては「乳」

b クリーム、バター、濃縮乳、無糖練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、加糖粉乳等にあつては「乳製品」。ただし、はっ酵乳、乳製品乳酸菌飲料、乳酸菌飲料及びこれらを殺菌したもの(以下「はっ酵乳等」という。)を除く。

c 無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖にあつては「ぶどう糖」、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」

- (ウ) 原材料名に、はっ酵乳等の名称表示はしないこととし、これらを製造するのに使用した原材料をもって本条により記載する。

(I) 食品添加物

食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)の定めるところにより記載する。

エ 内容量

計量法(平成4年法律第51号)及び加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)に基づき、「ミリリットル」若しくは「ml」又は「グラム」若しくは「g」等の単位で記載する。

オ 賞味期限

乳等省令及び加工食品品質表示基準に基づき、次の例により、西暦又は元号による年月日を記載する。

- (ア) 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載する。

(4) 内容量

(5) 賞味期限

(6) 保存方法

(7) 原産国名（輸入品に限る。）

(8) 製造者等の氏名又は名称及び住所

ただし、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載する。

- a 平成19年7月1日
- b 19.7.1
- c 2007.7.1
- d 07.7.1
- e 070701
- f 190701

(イ) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、日を省略し、年月までの記載とすることができる。この場合においては、賞味期限の属する月の前月を表示する。ただし、賞味期限が月の末日である場合においては、この限りでない。

カ 保存方法

乳等省令及び加工食品品質表示基準に基づき、流通、販売、消費等における状況を考慮した上で、製品の特性に応じた適切な保存の方法を、「開栓前は日の当たらない涼しい場所に保存してください。」等と具体的な方法で記載する。ただし、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないものは、省略することができる。

キ 原産国名

加工食品品質表示基準に基づき記載するほか、次のとおりとする。

(ア) 国内で生産された殺菌乳酸菌飲料で、原産国について誤認されるおそれがある表示は、次のとおりとする。

- a 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
- b 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
- c 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示

(イ) 前号のいずれかに該当する表示がされているものにあつては、次のいずれかの方法により、国内で製造・加工している旨を明示する。

- a 原産国名の文字の次に「日本」と表示する。
- b 事業者名の前に「製造者」と表示する。（「カンパニー」、「CO.LTD」等の表示と紛らわしい場合は除く。）
- c a及びbの方法によらない場合は、包装の見やすい場所に、国内製造品である旨を表示する。

(ウ) (イ)に規定する表示をしても、なおその原産国がいずれであるか紛らわしいときには、これらの表示とともに、外国の国名等とその商品との関係を邦文で明示する。

(エ) (ア)から(ウ)の規定にかかわらず、「ラクトバチルス・ブルガリクス」、「ブルガリア菌」等の菌種名にあつては、菌種名であることを明らかにして説明文中に用いることは差し支えない。

ク 製造者等の氏名又は名称及び住所

表示を行う事業者の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。

なお、乳等省令及び加工食品品質表示基準の定めにより表示すべき者が異なる場合は、それぞれの規定に従い、必要な者を記載すること。

(ア) 製造者の場合

「製造者」の文字の次に、製造者の氏名（法人の場合は、その名称。以下同じ。）及び住所並びに

製造所所在地を記載する。なお、製造者の住所と製造所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。ただし、製造者が厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地の表示に代えることができる。

(イ) 販売者の場合

「販売者」の文字の次に販売者の氏名及び住所並びに「製造者」の文字の次に製造所所在地及び製造者の氏名を記載する。

(ウ) 輸入業者の場合（輸入品に限る。）

「輸入者」の文字の次に、輸入者の氏名及び住所並びに輸入者の営業所所在地を記載する。なお、輸入者の住所と営業所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。

(2) 様式

表示は次の様式により行うこと。ただし、必要表示事項を本様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。

種類別名称 無脂乳固形分及び乳脂肪分 原材料名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者

ア 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。

イ 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイント活字以上の大きさの統一が取れた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150 cm²以下のものにあつては、日本工業規格Z8305（1962）に規定する5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

ウ この様式の中「種類別名称」とあるのは、これに代えて「種類別」と記載することができる。

エ 種類別名称については、商品の主要面に記載することができる。この場合において、内容量についても名称と同じ面に記載することができる。

オ 原材料名、内容量又は賞味期限について、様式の枠内（一括表示部分という。）に表示することが困難な場合には、一括表示部分にその記載箇所を表示することにより、他の箇所に記載することができる。

カ 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略する。

キ この様式は縦書きとすることができる。

ク 消費者に有益な情報であれば、「お客様問合せ先」、「ホームページアドレス」などを一括表示内に記載することができる。

2 アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

3 使用上特に注意しなければならない事項がある場合には、施行規則に定めるところによりその旨を具体的な方法で表示しなければならない。

4 容器包装の分別回収のための識別表示は、施行規則に

2 規約第3条第2項に規定するアレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示については、乳等省令に従い表示する。

3 規約第3条第3項に規定する使用上特に注意しなければならない事項に関する表示は、次の例にならひ、具体的な方法で表示する。

(1) 開栓（開封）後の保存上の注意として、「開栓（開封）後は冷蔵庫に入れ、お早目にお飲みください。」など

(2) 希釈して飲用するものにあつては、「5～6倍に薄めてお飲みください。」など

4 規約第3条第4項に規定する容器包装の分別回収のた

定めるところにより表示しなければならない。

(特定事項の表示基準)

第4条 事業者は、殺菌乳酸菌飲料の取引に関して、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。

(1) 特色のある原材料を使用している旨(特定の出産地のもを原材料に使用している旨又は有機農産物を原材料に使用している旨)

(2) 果実の名称、絵等

めの識別表示は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定に基づき定められた特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第2号)により表示する。

(特定事項の表示基準)

第2条 規約第4条に規定する特定事項は、次の各号に規定基準により表示する。

(1) 規約第4条第1号に掲げる、特色のある原材料を使用している旨を表示する場合は、加工食品品質表示基準第5条の特色ある原材料の表示の規定に基づき以下のとおり表示することとする。

ア 特定の出産地のも、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用している原材料が特色あるものである旨を示す場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示す場合は、次の(ア)及び(イ)に示すその使用割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名の次に括弧を付して記載する。ただし、その割合が100パーセントのときは割合表示を省略することができる。

(ア) 特色のある原材料の製品に占める重量の割合

(イ) 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合(この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量である旨の表示を記載すること。)

イ 特色のある原材料に該当する例を以下に示す。

(ア) 特定出产地にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

(イ) 有機農産物、有機畜産物、有機加工食品にあつては、「有機 使用」など

(ウ) 非遺伝子組換えのものである旨

(エ) 特定の製造地にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

(オ) 特別な栽培方法により生産された農産物である旨

(カ) 製品の名称等が特色のある原材料を使用した旨を示す場合にあつては、品種名、銘柄名、ブランド名など

(2) 規約第4条第2号に掲げる、果実の名称、絵等を表示する場合であつて、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」(昭和48年公正取引委員会告示第4号)の適用を受ける殺菌乳酸菌飲料にあつては、次の基準により、無果汁である旨を明りょうに表示しなければならない。

ア 果汁又は果肉が使用されていない場合は、「無果汁」と表示する。

イ 重量百分率で5%未満の果汁又は果肉が使用されている場合は、「無果汁」と表示する。ただし、帳簿書類によつて、その百分率の数値を証明することができる場合に限り、果汁又は果肉の割合を百分率の整数値で表示することができる。この場合の表示は、

果汁 %、^{果汁}果肉 %、「果汁・果肉 %」、「果肉 %」のいずれかとする。

ウ ア及びイの表示は、商標又は商品名の表示(2箇所以上に表示されている場合は、そのうちで最も目立つもの)と同一視野に入る場所に14ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。

(3) はちみつ の名称、絵等

(4) 乳酸菌数

(5) 特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡に関する事項

(6) 保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）に関する事項

(7) 遺伝子組換えに関する事項

(8) 「特選」又は「特撰」である旨

（不当表示の禁止）

第5条 事業者は、殺菌乳酸菌飲料の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

(1) 第2条第1項に規定する殺菌乳酸菌飲料の定義に合致しない内容の製品について、殺菌乳酸菌飲料であるかのように誤認されるおそれがある表示

エ ア及びイに該当する商品にあつては、果実の絵又は写真を表示してはならない。ただし、図案は、この限りではない。

(3) 規約第4条第3号に掲げる、はちみつ の名称、絵等を表示する場合は、「はちみつ類」を製品の内容重量に対して飲用時1%以上使用していなければならない。

(4) 規約第4条第4号に掲げる、乳酸菌数を表示する場合は、次の基準により表示することとする。

ア 容器又は包装には、乳酸菌数を表示しないものとする。ただし、食品衛生法施行規則に定める保健機能食品（特定保健用食品）にあつては、同法に定める基準により表示すること。

イ 容器又は包装以外に、乳酸菌数を表示する場合は、次に定めるところによる。

(ア) 乳酸菌数の表示には、その菌種名を併記すること。

(イ) 併記する菌種名と乳酸菌数の表示は、同じ大きさの文字とし、強調的な表示とならないようにすること。

(ウ) 乳酸菌数は原則として1ml当たりの数値で記載すること。

(5) 規約第4条第5号に掲げる、特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡（「高」、「豊富」、「含む」、「強化」、「ゼロ」、「低」、「減」等）を表示する場合は、栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）に従い表示する。

(6) 規約第4条第6号に掲げる、特定保健用食品に係る表示については、食品衛生法施行規則第21条及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第14条の規定に従い表示する。

また、栄養機能食品に係る表示については、食品衛生法施行規則21条、栄養機能食品の表示に関する基準（平成13年厚生労働省告示第97号）及び栄養表示基準に従い表示する。

(7) 規約第4条第7号に掲げる、遺伝子組換えに係る表示については、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）及び食品衛生法施行規則第21条の規定に従い、表示する。

(8) 規約第4条第8号に掲げる、「特選」又は「特撰」である旨の表示は、次の基準をすべて満たす場合に限り、表示することができるものとする。なお、「特選」又は「特撰」の文言を表示する場合には、その理由を併記しなければならない。

ア 「特選」又は「特撰」の文言を表示しようとする商品の品質、製造方法等が比較対照商品に比べて特に優れていることを示す意味に限って用いること。

イ 「特選」又は「特撰」の文言を表示しようとする商品の品質、製造方法等が比較対照商品よりも次の事項の一以上について特に優れていることを客観的に説明できること。

(ア) 原料の品質

(イ) 乳等固形分等の使用量

(ウ) 発酵熟成期間又は発酵熟成方法

（不当表示の類型）

第3条 規約第5条各号の規定による不当表示に該当するものには、次のものが含まれる。

- (2) 殺菌乳酸菌飲料に「ヨーグルト」、「殺菌ヨーグルト」、「ヨーグルトタイプ」等の文言を用いた表示
- (3) 成分又は原材料について、実際のものより著しく優良であると誤認されるおそれがある表示
- (4) 前条に規定する特定事項の表示基準に合致しない表示
- (5) 合理的な根拠がないにもかかわらず、前条に規定する特定事項に類似する表示を行うことにより、当該商品が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示

- (6) 殺菌乳酸菌飲料に病気の予防等についての効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示
- (7) 架空又は容易に得られる賞に関する表示
- (8) 不当な価格表示
- (9) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (10) おとり広告に関する表示
- (11) 他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうするような表示
- (12) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容、取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(書類等の整備)

第6条 事業者は、第4条に規定する特定事項を表示する場合は、殺菌乳酸菌飲料の原材料、添加物、製造方法等の事項について記載し、又は記録した書類等を作成し、これを当該表示に係る商品を出荷した日から2年以上保存しなければならない。

(公正取引協議会の設置)

第7条 この規約の目的を達成するため、殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者団体(この事業者及び事業者団体の構成事業者を以下「構成事業者」という。)をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。

(1) 規約第5条第5号関係

- ア 殺菌乳酸菌飲料又はその原材料が「純」、「純粹(ピュア)」、「純正」等である旨の表示
- イ 客観的な根拠に基づかない「天然」、「自然」、「ナチュラル」、「新鮮」等である旨の表示
- ウ 殺菌乳酸菌飲料が特に濃厚である旨の表示
- エ 「特製」、「高級」、「極上」、「第1位」、「ベスト」、「チャンピオン」その他これらに類似する文言

(2) 規約第5条第12号関係

食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造し又は加工することの厚生労働大臣の承認について、次のような誤認されるおそれのある表示をすること。

- ア 承認を受けていないのに、あたかも承認を受けたかのように誤認されるおそれのある表示
- イ 承認を受けた殺菌乳酸菌飲料であるという根拠のみをもって、承認を受けていない殺菌乳酸菌飲料より安全性が優れていると誤認されるおそれのある表示
- ウ 承認を受けた殺菌乳酸菌飲料は、NASA(米国航空宇宙局)による宇宙食の衛生管理方法と同等の方法が採られていると誤認されるおそれのある表示

- (6) 一般消費者からの苦情処理に関する事。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関する事。
- (8) 関係官公庁との連絡に関する事。
- (9) その他、この規約の施行に関する事。

(違反に対する調査)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。

- 2 構成事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った構成事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、当該違反行為と同様若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を、文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた構成事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第11条 公正取引協議会は、第9条第3項に規定する措置(警告を除く。)又は前条第2項の規定による措置をとろうとする場合には、とるべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から15日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第12条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示が

附 則

- 1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引

<p>あった日（平成19年4月13日）から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p>	<p>委員会の認定の告示があった日（平成19年4月13日）から施行する。</p> <p>2 この施行規則の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p>
---	---